

長崎市民会館における新型コロナウイルス感染症対策指針

この指針は政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえて発行された次のガイドラインに鑑み、長崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項に基づいて、長崎市民会館内各施設で行われるすべての活動において、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成するものである。

なお、この指針は、対処方針の変更のほか、感染拡大の動向などを踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行う。

【参考ホームページ】

●業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房HP）

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

〈劇場、演劇場〉

- ① 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
（公益社団法人全国公立文化施設協会）

〈集会場、公会堂〉

- ② 「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
（公益社団法人全国公民館連合会）

〈体育館、運動施設〉

- ③ 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）

●スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて（スポーツ庁HP）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）

●保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について
保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）

また、市民会館内各施設を管理する事業者（以下「指定管理者」という。）及び当該施設で講演会、演劇、スポーツ大会などのイベントを主催する事業者（以下「イベント主催者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設やイベントの規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むとともに、地域の文化及び体育の振興拠点としての社会的役割を継続的に果たすことが求められている。

1 感染防止のための基本的な考え方

指定管理者は、来館者や施設職員への感染拡大を防止するため、①密閉空間（換気が悪い密閉された空間）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件、いわゆる「三つの密」のある場では、感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底する。

2 施設のリスク評価

指定管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路について、館の職員等や来館者などの動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討し講じる。

(1) 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を評価する。

例 会議机、椅子の背もたれ、ドアノブ、コピー機、電話、エレベーターのボタン等

(2) 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話等が頻発する場所の状態を評価する。

(3) 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績に鑑み、評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価する。

3 施設管理

(1) 館内

ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。

イ 他者と共有する物品やドアノブ等手が触れる場所を極力少なくする工夫を行う。

ウ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。

エ 飲食時には最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔をあけて座席を配置する。

困難な場合は対面での飲食とならないよう座席の配置を工夫する。

オ 鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し廃棄する。

カ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

キ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

- (2) ロビー、観覧席、交流コーナー、休憩スペース等
- ア 対面での飲食、会話や学習を回避する。
 - イ テーブル、椅子等の配置について十分な間隔をとること。
例 3人掛け椅子の場合、間を空けるよう表示をする等
 - ウ 常時換気を行う。
 - エ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。



- (3) 幼児室・授乳室
- ア 定期的に換気を行う。
 - イ 直接口に触れる乳児の遊具については、遊具を用いた都度、清掃消毒を行う。
 - ウ ふとんカバー、タオルケットは定期的に洗濯する。

- (4) トイレ
- ア 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
 - イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ウ ハンドドライヤーは使用しない。
 - エ トイレの混雑時はできるだけ2mを目安に間隔を空けて整列するよう表示等を行う。
 - オ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

- (5) その他備品の使用について
- ア 飛沫の影響があるような物品は、使用を避ける又は使用上の工夫をする。
例 マイクの使用の際は、ビニールなどで包んだ状態で使用する等
 - イ ピアノなど他者と共有するものは、使用後の消毒を徹底する。

(6) 利用者による備品等の消毒

次亜塩素酸ナトリウム溶液等を希釈した消毒液や雑巾、手袋等をセットとしたものを用意しておき、利用者
に机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチなど活
動で使用した場所の消毒を適宜お願いする。

※ボトルに「次亜塩素酸ナトリウム溶液」である事が分かるよう明記すること。



(7) 広報・周知

来館者・職員等に対して次の点について周知する。

- ア 社会的距離の確保と徹底
- イ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒（可能な限り、消毒液はアルコールを用いる）の徹底
- ウ 健康管理の徹底（健康状態が不調の時は来館を控えるなど）
- エ 差別防止の徹底
- オ 接触確認アプリのインストールの推奨

4 市主催イベント等における判断基準

別紙「市主催イベント等の取扱いについて」参照。

5 市民会館貸室利用及びイベント開催における対策（共通事項）

（1）イベント主催者側による感染防止の具体的対策

別紙「市主催イベント等の取扱いについて」参照。

ア 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。

イ 感染が疑われる者が発生した場合は、次のとおり対応する。

（ア）対応する職員等は、マスクや手袋などを着用する。

（イ）速やかに別室へ隔離を行う。

（ウ）感染が疑われる者が発生した部屋などの換気と消毒を行う。

ウ 感染者が発生した場合は別に定める「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応」により対応する。

（2）来館者の安全確保のための具体的対策

ア 次に該当する者の来館制限を実施する。

（ア）来館前に検温を行い、平熱時＋1度の発熱があった場合

（イ）息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

（ウ）同居の家族等に発熱、息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

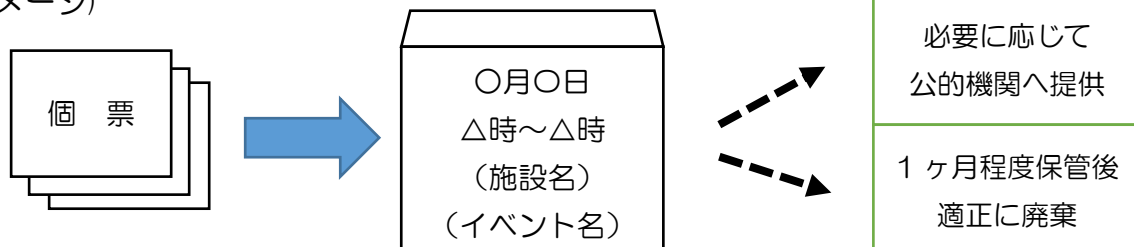
イ 来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成することを原則とする。

また、事前の申し込み名簿をもって代えられるが、いずれの場合も必要に応じて保健所などの公的機関へ提供され得ることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱う。

（様式例） 個票を配布し、指定管理者が一定期間保管する。

新型コロナウイルス感染症対策として参加者名簿を市民会館で一定期間保管し、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供される場合があります。ご協力ください。			
来館日時	月 日 時 分		
お名前	長崎 太郎	緊急 連絡先	090-1111-0000
平熱時＋1度の発熱がある		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
同居の家族等に発熱、息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

（イメージ）



ウ 備品の貸出しについて十分な消毒（なお、消毒液は、アルコール（可能な限り）または次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いる。）を行い、十分な消毒が行えない場合は貸出しを行わない。

エ パンフレットなどの配布物は手渡しで配布しない。

オ 物販を行う場合は次のとおり対応する。

（ア）現金での取り扱いをできるだけ減らす。

例 オンラインの販売やキャッシュレス決済

- (イ) 物販の待機列の間隔をあける。
- (ウ) 対面での販売はアクリル板や透明ビールカーテンにより遮蔽する。
- (I) 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

カ 接触確認アプリのインストールを促す。

6 会議室等貸室の利用について

活動についての判断基準及び感染防止対策は、別紙「市主催イベント等の取扱いについて」に準じる。

原則、申請の都度、感染防止対策チェックリストを作成・提出させること。(別添様式)

また、許可の際には感染防止対策が実行されているかどうか、必要に応じて活動中に確認することを利用者に伝え、協力をいただくこと。

(1) 会議室、楽屋、音楽室、調理室など

ア テーブルや椅子、調理器具など備品の消毒を徹底する。

イ 音漏れ防止のため、演奏中、発声中や会議でのマイクの使用中は窓を開けないが、こまめに換気を行う。

ウ 合唱等での発声中は、マスク等の飛沫感染防止対策を行うこと。

ただし、マスク着用によって、十分な呼吸ができず、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意すること。

エ 特に調理室を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び石鹸と流水での手洗いを徹底する。

(2) 卓球室

ア 利用できる卓球台を半数に制限する。

イ プレイ中の接触、大声での応援を避ける。

ウ 休憩する場所(ベンチ等)の配置について十分な間隔をとること。

(3) トレーニング室

ア 利用者の体調管理として入室前の検温を行う。

(平熱時+1度の発熱があった場合は入室を控えていただく。)

イ 入室人数を制限する。

ウ 器具の台数制限、使用時間制限を行う。

エ 使用した器具は、利用者が消毒を行う。

オ 休憩時は、利用者同士の間隔をあける等の工夫を行う。

※マスクの着用については、受付、着替え等、運動を行っていない間の着用を求める。

また、運動中のマスクの着用は、十分な呼吸ができず、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意し、適宜周知すること。

(4) 図書情報室

ア 閲覧用の机、椅子等の配置について十分な間隔をとる。

イ 貸出返却の作業は手渡しとせず、カウンター上で行う。

ウ 閲覧用の机・椅子などの消毒を定期的に行い、開室前後にも必ず行う。

エ その他、市立図書館からの指導に沿うこととする。

7 文化ホール及び展示ホールにおけるイベント開催時に主催者が講じるべき具体的対策

活動についての判断基準及び感染防止対策は、別紙「市主催イベント等の取扱いについて」に準じる。

文化ホールにおいて、講演会、演劇等のイベントが開催される場合には、次の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体はイベント主催者であることに留意し、指定管理者等の協力のもと、実施することとする。

(1) 指定管理者が講じる具体的対策

【イベント開催前】

- ・施設内のドアノブ手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対策をとる。
- ・主催者に対しイベントの前後及び休憩中など、会場内の換気を行うよう要請する。
- ・主催者に対し、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。
- ・会場入口の行列は、最低 1m(できるだけ 2mを目安に)の間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫をする。

(2) 主催者が講じる具体的対策

【公演等前】公演等の来場者及びスタッフの名簿の作成を原則とする。

ア 入場制限

- ・来館前の検温の実施のほか、来館を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・密集を回避するための工夫をする。

例 開場・休憩時間の延長、入場時のチケット確認の簡略化、待機列の間隔等

イ 来場者及びイベント主催者との関係

- ・イベントごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。
※来場者に対し、情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・スタッフの名簿の作成を原則とする。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用率 100% を担保すること。

【公演等当日】

ア 周知・広報

感染予防のため、指定管理者との協力の上、来場者に対し次のことについて周知する。

- ・ 咳エチケット、マスク着用及び定期的な手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 以下の症状に該当する場合、来場を控えること
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢・嘔吐

イ 来場者の入場時の対応

(ア) 以下の場合には、入場しないよう要請する。

- ① 検温の結果、平熱時+1度の発熱があった場合

② 咳・咽頭痛などの症状がる場合

- (イ) 券種や座席エリアごとの時間差での入退場などの工夫を行う。
- (ウ) パンフレットの配布、差し入れ等は控えるよう呼びかける。

ウ 感染が疑われる者が発生した場合の対策

- (ア) 対応するスタッフは、マスクや手袋などを着用する。
- (イ) 速やかに別室へ隔離を行う。
- (ウ) 医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

8 市民体育館におけるイベント開催時にイベント主催者が講じるべき具体的対策

市民体育館においてスポーツ大会等のイベント等が開催される場合には、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）及び「スポーツ活動における感染予防ガイドライン」（長崎市スポーツ振興課）を参考に措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体はイベント主催者であることに留意し、指定管理者等の協力のもと、実施することとする。

活動についての判断基準及び感染防止対策は、別紙「市主催イベント等の取扱いについて」に準じる。

また、イベント主催者は、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、参加者には募集時に次のことを周知する。

(1) イベント参加の制限

以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

- ① 検温の結果、平熱時＋1度の発熱があった場合
- ② 咳・咽頭痛などの症状がる場合

(2) スポーツを行う際の留意点

ア 十分な距離の確保

運動している・していないに関わらず、少なくとも2mの距離を空けること。
(強度が高い運動は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。)

イ 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を受けるため、並走する、あるいは斜め後方に位置取る等、位置関係を考慮すること。

ウ その他

- (ア) タオル等の共有は行わないこと。
- (イ) 飲食については、指定場所以外で行わないこと。

(3) 更衣室

感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、対策を行う。

- ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- イ 広さにゆとりをもたせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ウ 一度に入室する参加者の数を制限する。

(参考：貸室利用)

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

■ 利用者名 _____ 年 月 日

(代表者)

■ 活動内容 _____

配慮事項		個別の対策	✓欄
基本的な感染症対策			
体調管理	発熱や体の不調の有無など		
手洗いや咳エチケットの徹底	活動開始前後の手洗いを必ず行う。 マスクの着用		
3密を回避する感染症対策			
密閉しない	窓を開けて実施するか、定期的に換気を行う。		
密集しない	多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。		
密着しない	近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用等		
	大声を出したり息を激しく出す活動はなるべく控える		
	直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わない。		
連絡体制			
代表者は活動の都度参加者を把握する。			

※✓欄は施設側で使用します。

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(記載例)

■ 利用者名

年 月 日

(代表者)

■ 活動内容

記入例を参考に、活動内容の特性に合わせ、どう活動したら感染症対策となるかを記入してください

配慮事項		個別の対策	✓欄
基本的な感染症対策			
体調管理	発熱や体の不調の有無など	自宅での検温 体温記入表を作成する	
手洗いや 咳エチケットの徹底	活動開始前後の手洗いを必ず行う。 マスクの着用	マスク着用 全員の手洗いを確認後入室する	
3密を回避する感染症対策			
密閉しない	窓を開けて実施するか、定期的に換気を行う。	開けることができる窓は基本開ける	
密集しない	多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。	机には一人ずつ座る 0m以上人との間隔をあけて活動する	
密着しない	近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用等	マスク着用 対面着席をしない	
	大声を出したり息を激しく出す活動はなるべく控える	マスク着用 激しい運動は活動から除く	
	直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わない。	指導時の身体的接触をしない 接触を伴わない練習を主に実施する	
連絡体制			
代表者は活動の都度参加者を把握する。			

※✓欄は施設側で使用します。

(参考：イベント関係)

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

※長崎市民会館文化ホールを利用する際は、このチェックリストに記載の各項目の実施を徹底いただきますようお願いいたします。

※利用前に、対応できる項目にチェックを入れ、指定管理者に提出してください。

※利用中に対策が行われているかどうかスタッフが確認に伺う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

■ 利用日時 令和 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時

■ 利用者名

(代表者)

■ 催し物名

■ 利用施設

■ 利用者数

項目	確認事項	チェック
1 開催前		
事前周知	感染者が発生した場合に備えて、参加者に対し、保健所の聞き取りに協力する同意を得る。	<input type="checkbox"/>
	濃厚接触者となった場合は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があることをあらかじめ参加者に周知する。	<input type="checkbox"/>
	具合の悪い方の参加は認めないことをあらかじめ参加者に周知する。	<input type="checkbox"/>
利用の制限	収容人数がガイドラインの基準を満たしていること。	<input type="checkbox"/>
連絡先把握	万が一に備え、参加者やスタッフ等の名簿を作成する。	<input type="checkbox"/>
2 3密を回避する感染症対策		
密閉	換気の実施	<input type="checkbox"/>
	・常時空調による換気 ・定期的に窓やドアを開けて換気	
密集	対人距離	<input type="checkbox"/>
密着	接触回避	<input type="checkbox"/>
		大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話を行わない。 直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わない。
3 利用時の対応		
体調確認	・発熱等の風邪の症状がみられる方は利用しない。 ・具合の悪い方には参加を認めない。	<input type="checkbox"/>
マスクの着用等	必要に応じて、マスクの着用や利用開始前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。	<input type="checkbox"/>

開催する場合の収容率および人数上限等

イベントを開催する場合は、(1)に示した収容率および人数上限とし、(2)に示した適切な感染防止策を実施する。なお、カラオケ等大声での発声が伴うイベントについては、(3)に留意すること。

(1) 収容率および人数上限

収容率 (※1)	<p>①大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント 【例】 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、飲食を伴うが発声がないもの（映画鑑賞会等） 等 【収容率】 収容定員の100%以内</p> <p>②大声での歓声・声援等が想定されるイベント 【例】 スポーツイベント、飲食を伴うもの 等 【収容率】 参加者が自由に移動できる場合 50% 参加者の位置が固定される場合 50%超 (※2)</p>
人数上限 (※1)	<p>「5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方」 ※まん延防止等重点措置解除後の経過措置として、<u>10月1日から10月10日までは最大10,000人とする。</u></p>
収容定員が設定されていない場合	<p>①大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント 人と人とが接触しない程度の間隔が取れる人数</p> <p>②大声での歓声・声援等が想定されるイベント 十分な人と人との間隔(1m)を確保できる人数</p>

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする

※2 グループ(5名以内)又は個人毎で1席空けるため50%を超える場合がある

(2) イベント開催するための前提となる感染防止策について

- ア 消毒及び換気の徹底
- イ マスク着用の徹底、検温の実施（持参してない場合は主催者側で配布又は販売）
- ウ 参加者の把握（連絡先の把握及び接触確認アプリの促進）
- エ 大声の抑止（個別に注意できるよう人員を配置、大音量のBGMを控える）
- オ 入退場時の制限や誘導及び休憩時の密集の回避
- カ 演者と客席との十分な距離、観客どうしの距離の確保
- キ イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起）
- ク 飲食の制限（飲食用のエリア以外での飲食の禁止）
 ※イベント中発声がない、飲食時以外マスク着用、十分な換気の要件を満たす場合にイベントエリアでの飲食可能
- ケ 演者の行動管理（有症状の演者の出演等は控える、演者と観客の接触防止、体調が悪い時は医療機関等に適切に相談）
- コ 業種別ガイドライン遵守の旨の公表（ガイドラインに従った取組を行う旨、イベントホームページやチラシなどに公表）

(3) カラオケ等大声での発声が伴うイベントの留意事項

カラオケ等大声での発声が伴うイベントは、感染のリスクが高まることから、関係団体が作成する業種別ガイドラインに基づく感染対策を徹底する。

【主な感染対策（例）】

- ・ 室内の定員を通常の半数以下とし、真正面の席配置を避ける
- ・ 30分に1回5分程度2方向の窓を開けた換気を実施する
- ・ マイクやリモコン等高い頻度で参加者が接触するものの消毒対策を徹底する
- ・ 歌唱の際は、対人との距離を2m以上とること、またはマスクを着用しての歌唱とする

(4) 全国的または大規模イベントの開催に伴う県への事前相談について

「全国的な人の移動を伴うイベント」または「イベント参加者が1,000人を超えるようなイベント」を開催する場合には、イベント開催の1ヶ月前までに、開催要件や実施する感染防止策等について長崎県に事前相談を行うこと。

(参考：県HP)

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushihoken/kansensho/corona_ibento_kaisai/corona_ibento_sodan/

(相談先：長崎県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

TEL：095-894-3191